

<2018.02.02 掲載> 【2018 年度以降にご入学を検討されている方】

教職課程再課程認定について（お知らせ）

《注意！》教職課程再課程認定についての情報が更新されています。必ず最新の情報についても確認してください。

教育職員免許法・同施行規則の改正により、2019 年度入学生および 2019 年度在籍の科目等履修生（教職生）から改正後の新法が適用されます。

つきましては、2018 年度または 2019 年度に法政大学通信教育部へのご入学を検討されている方のうち教員免許取得希望の方は、以下の内容をご一読いただき、ご理解いただいたうえでご出願くださいますようお願いいたします。

現在、本学は 2019 年度以降も教職課程を継続するために 2018 年 4 月に再課程認定の申請を行う予定です。しかしながら、文部科学省からの再課程認定結果についての通知発送は 2019 年 2 月中旬の予定となっているため、2019 年 2 月中旬までは 2019 年度以降に教職課程を継続できるか否かは未定です。また、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更になる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

今回の再課程認定の申請の結果、本学が教職課程を継続できることが決定した場合は、原則として、新法の適用は以下の通りとなります（編入学や、転籍、他大学の在籍状況等により以下の通りとならない場合もあります）。

【本科生】

2018 年度以前入学生・・・現行法<注>を適用（経過措置期間あり、経過措置の詳細は未定）

2019 年度以降入学生（復籍・再入学含む）・・・新法<注>を適用

【科目等履修生（教職生）】

2018 年度まで・・・現行法<注>を適用

2019 年度から・・・新法<注>を適用

※本学の科目等履修生の履修期間は 1 年間ですが、所定の手続きにより継続履修が可能です。しかしながら 2018 年度に教職生として入学した学生が継続履修し、2019 年度以降も在籍する場合も、2019 年度からは新法の適用となります。

《重要事項》

【本科生】

2018 年度入学の本科生に対しては現行法で免許が修得できるように 2019 年度以降経過措置期間を設ける予定です（詳細未定）。本科生の教員免許取得希望者に関しましては、経過措置期間中に教員免許を取得することを推奨します。

※2018 年度に入学した学生でも 2019 年度以降 1 度でも学籍が途切れた場合（卒業を含む）、経過措置期間中であっても新法が適用されますので注意してください。

【科目等履修生(教職生)】

教職生は、2018年度から継続して在籍する場合でも、2019年度以降は原則として、新法が適用されます。そのため2018年度に教職生として入学する方が2019年度以降継続履修となった場合、2019年度より原則として、適用される課程表が異なりますので注意してください(取得すべき単位数や科目に変更が生じる場合があります)。そのため、現行法で教員免許を取得するには、2018年度内に必要単位をすべて修得する必要があります。

※2018年度後期に継続手続きまたは入学手続きを行った学生は学籍の関係上、2019年度9月30日まで現行法を適用、2019年度10月より新法適用となります。

<注> 現行法…平成10年改正法を指す。

新法…平成31年度から適用される法律を指す。

上記内容については、文部科学省の今後の方針変更等により変更になる場合があります。

上記の件のお問い合わせ先

教職担当 03-3264-6397